

3. 管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立第五商業高等学校定時制課程（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度な知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部及び保健相談部を置く。

◎教 務 部 教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務及び図書館に関することを所掌する。

◎生活指導部 生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備等、生活指導に関すること並びに生徒の保健に関すること、部活動に関する事項を所掌する。

◎進路指導部 進路計画の実施、進路情報の収集及び整理等、進路に関することを所掌する。

◎保健相談部 学校保健計画の実施、カウンセリング活動及び特別支援教育に関することを所掌する。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

3 学科

商業科を置く。

4 教科

国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、商業科、

及び人間と社会を置く。

5 企画調整会議

6 委員会

入学者選抜委員会、カリキュラム等検討委員会、ネットワーク委員会、給食委員会、教科書・給食補助金委員会、ホームページ管理運営委員会、安全衛生委員会、施設（改築）委員会、学校保健委員会、周年行事準備委員会、省エネ委員会、学力向上委員会、「人間と社会」委員会、防災・安全委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポート委員会、図書館運営委員会及び食物アレルギー対応委員会を置く。

◎入学者選抜委員会	入学者選抜に係る業務
◎カリキュラム等検討委員会	教育課程の検討及び編成
◎ネットワーク委員会	情報機器の導入及び利用等の検討、校内ネットワークに関する業務
◎給食委員会	学校給食の適性及び円滑な運営の検討
◎教科書・給食補助金委員会	選定・補助金申請者の審査
◎ホームページ管理運営委員会	ホームページの管理運営
◎安全衛生委員会	学校職員の労働安全及び衛生に関する事項の調査並びに審議
◎施設（改築）委員会	学校施設の使用区分の調整、設備及び備品の整備
◎学校保健委員会	学校保健計画の立案及び実施
◎周年行事準備委員会	周年行事実施に関わる諸事項
◎省エネ委員会	校内の省エネルギー活動の検討
◎学力向上委員会	生徒の学力向上に係る方策の検討
◎「人間と社会」委員会	教科「人間と社会」に係る教育活動に関する検討
◎防災・安全委員会	防災活動及び防災教育に係る活動の検討、防災教育推進委員会、学校安全委員会の機能を兼務
◎学校いじめ対策委員会	いじめの未然防止等のいじめ問題に対する業務
◎学校サポートチーム	学校いじめ対策委員会の支援
◎図書館運営委員会	委託業者への業務指示書の作成及び図書館運営の検討
◎食物アレルギー対応委員会	校内の食物アレルギー対応の体制整備、教職員全体が情報を共有するための業務

7 学校運営連絡協議会

8 部活動

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

10 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

1 経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する

企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導部主任、進路指導部主任、保健相談部主任、各学年主任及び商業科主任とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

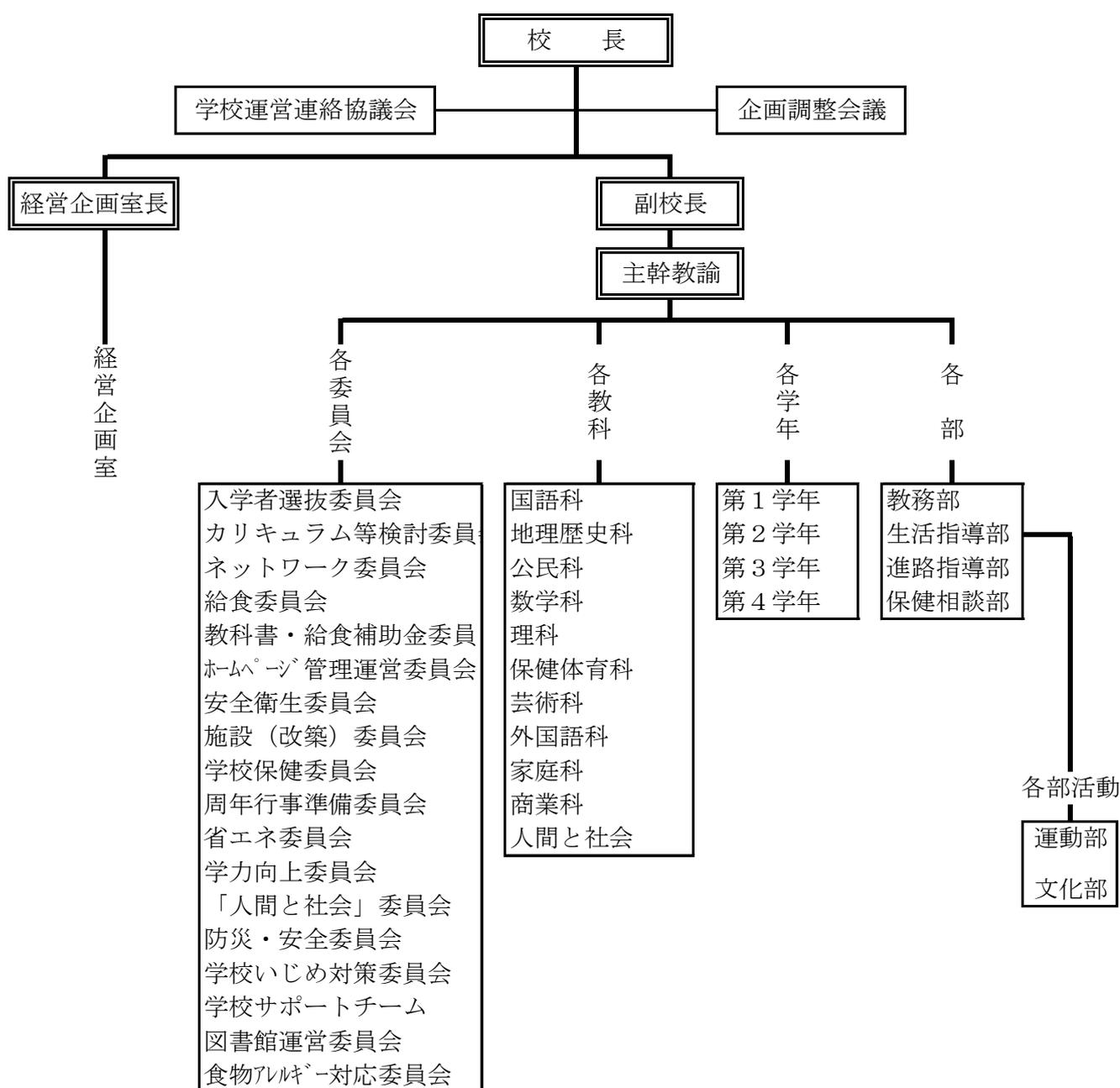
4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 分掌組織図

分掌組織は、次のとおりとする。



第12 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第13 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第14 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第15 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

